

はじめに（まちづくり計画の見直しにあたって）

壬生野地域まちづくり協議会は、平成 16 年 11 月の伊賀市合併に先立って、平成 16 年 1 月 23 日に設立されました。設立直後からまちづくり計画の検討が積み重ねられ、平成 17 年 3 月に計画が出来上がりました。以来今日まで、この計画に基づき活動が進められてきましたが、計画と活動の隔たりや形骸化がみられます。

このため、平成 28 年 7 月に計画の見直しに着手し、協議会を構成する各区と協議会の役割のあり方、活動を支える各役員選任のあり方、住民参画等について検討するとともに、人口減少、急速に進む高齢化社会など地域社会の変化に対応する文字通り地域の要としての協議会活動について検討を重ね、この程計画の策定に至りました。

この計画は、今後 10 年を見据えた計画とし、様々な諸課題のうち出来る事から一歩ずつ実践していくことを旨とし、住民一人一人がまちづくりに参画し、より「自立したまち壬生野」、「誰もが住みよいと感じるまち壬生野」の実現を目指します。

平成 30 年 3 月

壬生野地域まちづくり協議会

会長 塚 脇 直 樹

1. 壬生野地域の概要

壬生野地域は、伊賀市の北東部に位置し、北は西柘植地域、西は府中地域及び河合地域、南は山田地域と接し、東部に霊山を頂きその西側に位置する緩やかな丘陵地で、稲作農業を中心とした田園地帯です。

明治 22 年の市・町村制施行に伴い、山畑、川東、川西、西之澤の 4 ケ村によって壬生野村が構成されたのが起源で、昭和 30 年の西柘植村との合併による春日村、昭和 34 年の柘植町との合併による伊賀町（昭和の大合併）、また平成 16 年には上野市および周辺 5 ヶ町村の合併で伊賀市（平成の大合併）となり、今日に至っています。

現在、壬生野地域まちづくり協議会は、山畑区、川東区、川西区、西之澤区、そして住宅団地（希望ヶ丘区、川西青葉台区）と春日丘区の 7 つの自治会と山岸会（団体）で構成されています。平成 29 年 6 月末現在での人口は 3,529 人、世帯数は 1,380 世帯となっており、平成 17 年 4 月末の協議会設立当初の人口は 3,774 人、世帯数 1,192 世帯と人口で 6.9% 減、世帯数で 13.6% 増となっています。

また、平成 28 年（2016 年）9 月末時点の 65 歳以上の高齢化率は、30.1% となっています。（高齢化率が最も高い山畑区で 43.4%、最も低い希望ヶ丘区で 21.37% と大きな開きがあります。）

なお、国勢調査を基にした 2025 年の高齢化率は、38.8% と益々高齢化が進むことが予測されています。

2. まちづくりビジョン

1) 自立したまち壬生野

社会が成熟するに従い、人々の価値観の多様化が進む中、単に行政サービスを享受するだけでは満足できない時代が到来しています。

一人ひとりの価値観を大切にし、自らで出来る事は自らで解決し、地域で出来る事は地域で解決する社会が求められています。

壬生野地域まちづくり協議会は各自治会と役割を分担しながら、地域の様々な諸課題の解決を地域自らの意思で決定し、それに責任を持つまちづくりを進めます。

2) 誰もが住みよいと感じるまち壬生野

住みよいと感じる価値観は一様ではありませんが、災害・犯罪を防ぎ、安全に安心して暮らせる社会、一人ひとりがお互いを認め合い、支えあうことができる社会を実現していくことが大切です。

壬生野地域まちづくり協議会は各自治会と協力し、様々な活動を通じて、人間力、地域力を高め、より一層の人と人との絆づくりを進めます。

3. まちづくりビジョン実行計画

まちづくりビジョンを実現していくため、当面以下の7部会を中心に住民の参画を得ながら、出来る事から一歩ずつ取組みます。

なお、5年後を目途に成果を評価し、部会の廃止や、追加を行います。

この他、引き続き「広報誌みぶの」を発行し、協議会や各自治会の活動内容等の情報発信を行うとともに、地域の人々の絆が深められる「壬生野まつり」を実施します。

【再編成した7部会】

- [1] 防犯防災部会
- [2] 生活環境部会
- [3] 人権同和部会
- [4] 男女共同参画部会
- [5] 教育文化部会
- [6] 健康福祉部会
- [7] フレッシュ壬生野部会

[1]防犯防災部会

【課題と活動目標】

壬生野地域は、近年、土石流による家屋流失、洪水による大規模な家屋浸水、地震による家屋損壊等の大きな自然災害に見舞われてきませんでした。このため住民の防災に対する意識の希薄さが懸念されます。

また、犯罪の少ない地域ですが、人の往来が益々多くなる中で、犯罪を起こさせない地域、交通安全を守る地域づくりが大切です。

このため、各自治会に設置されている自主防災組織と連携協力し、これらの活動を支援するため、情報の提供や組織間相互の調整等が円滑に実施できるよう取組みます。

【主な活動計画】

- ① 防犯防災関連情報の提供
- ② 青色パトロール車を活用した、地域の防犯・交通安全等の啓発
- ③ ため池ハザードマップの活用
- ④ 各区自主防災組織との連携



[2]生活環境部会

【課題と活動目標】

地域の恵まれた生活環境や自然環境を守り、次世代へ引き継いでいくことは、「住みよいと感じるまち壬生野」を実現していくうえで重要です。

しかしながら、ゴミの不法投棄や投げ捨てが後をたちません。また、生活や事業活動から生じる水質汚濁、悪臭、騒音等のいわゆる公害を防止していくことや、地域の主産業である稲作を中心とした農業を、イノシシ・鹿・サル等の獣害から守ることも重要です。

このため、各自治会、行政等と連携協力し問題の解決に努めます。

【主な活動計画】

①公害要因の調査等環境改善活動

②獣害対策のサポート

③清掃活動



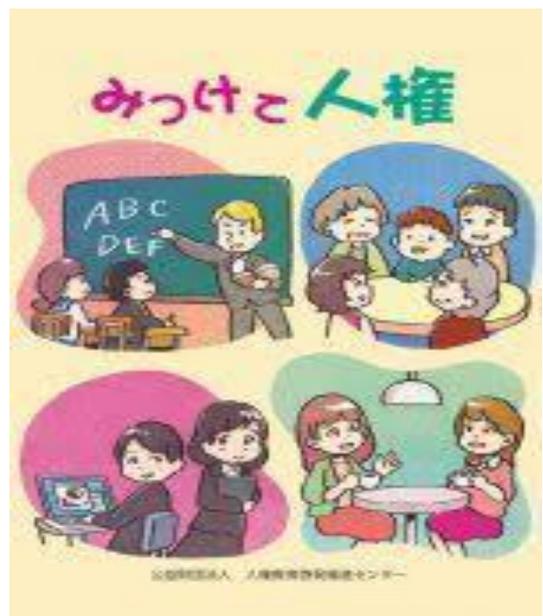
[3]人権同和部会

【課題と活動目標】

「住みよいと感じるまち壬生野」の実現のためには、人と人がお互いを認め合い、支えあえる地域社会としていくことが大切です。住民一人ひとりが生涯を通じ健全な人権感覚を高めていくため、自らの意思で学んで行くことが重要です。このため、学習機会の提供や啓発に努めます。

【主な活動計画】

- ① 学校との連携
- ② 人権フィールドワーク等を活用した研修と体験
- ③ 人権課題の把握
- ④ 各区の取組みへのサポート



[4]男女共同参画部会

【課題と活動目標】

地域社会の意思決定やその営みの多くは、今なお男性中心で行われている現実があります。こうした活動に女性の発想や意見を取り入れていくことは、住みよいつ感じるまちづくりを進めるうえで大変重要です。こうした固定観念を払拭するため、地域活動団体等の構成員に積極的に女性参加を促すなど、地域の運営に女性の参加が増えるよう取組みます。

【主な活動計画】

① 女性参画への理解と生活改善の推進

(男性が参加する家事体験教室等・女性が多く参加する活動体験等)



[5]教育文化部会

【課題と活動目標】

地域の歴史や文化を学ぶことは、地元の良き歴史・文化が継承されるばかりでなく、地域で生まれずっとここで生活してきた人にとっては、地域の再発見、再認識に繋がります。他地域から移り住んだ人にとっては、地域を深く知る機会となります。

また、地域で生まれた子どもたちにとっては、仮に大人になって他地域で住んでいても、故郷のよき記憶として、いつまでも心に刻まれます。こうした学びを通じ地域の誇り、地域愛を育み絆が深められるまちづくりを進めます。

【主な活動計画】

- ① 壬生野地域の歴史文化の再発見活動
- ② 自然環境学習
(壬生野の誇る自然や天然記念物保全)
- ③ 壬生野地区文化サークル活動への支援
- ④ 子どもたちへの昔遊びの伝承



[6]健康福祉部会

【課題と活動目標】

急速な高齢化社会が到来する中で、買い物や通院等の移動手段が無いことや、自宅敷地内を清掃することもままならない高齢者世帯の増加が予想されます。公的な福祉サービスの他、地域で助け合い、支えあう社会が求められています。

このため、各自治会と役割分担しながら、助け合い、支え合える仕組み作りとともに、提供が可能なサービスから取組みを進めます。

また、より良い生活を送るため、健康づくりや子育て支援等、地域で出来る福祉支援に取り組みます。

【主な活動計画】

- ① 健康維持の活動と啓発
- ② 各自治会の福祉サービスへの支援

(高齢者の移動手段・独り暮らし高齢者への見守り支援等)



[7]フレッシュ壬生野部会

【課題と活動目標】

これまで、壬生野地域まちづくり協議会の運営や活動は、主に60歳代を中心に行われてきましたが、多くの地域住民がまちづくりに参加頂くためには、若い人たちの意見が反映され、参加するまちづくりが行われることが重要です。

このため、地域の次世代を担う若者（概ね20歳代～50歳代まで）で構成された部会を設け、若い人の発想で、取り組むテーマや事業計画を自ら定め、自由活発な意見交換を行い、まちづくりを進めます。

【主な活動計画】

部会設置後、自由に計画決定します



参 考

《1》まちづくり計画作成委員会名簿

年 度	委 員 名
平成28年度	塚脇直樹（会長）、坂口一昌（副会長）、増森和吉（副会長）、 澤村仁己（区長長）、北村忠則（鳥獣害対策委員長）、 藪田きみ子（防犯防災委員長）、岡野充樹（広聴広報委員長）、 山本 久（サロン委員長）、山下 豊（人権同和委員長）、 平岩幸子（教育文化委員長）、芳見 彰（健康福祉委員長）、 居附」直幸（生活環境委員長）、服部富次（産業交流委員長）、 澤野政子（女性活動委員長）、金谷滝男（事務局長）、澤 恵（事務局）
平成29年度	塚脇直樹（会長）、増森和吉（副会長）、澤村仁己（副会長）、 界外直樹（区長長）、池町安雅（鳥獣害対策委員長）、 藪田きみ子（防犯防災委員長）、岡野充樹（広聴広報委員長）、 山本 久（サロン委員長）、西尾陽一（人権同和委員長）、 中森良子（教育文化委員長）、山下 豊（健康福祉委員長）、 界外久次（生活環境委員長）、今中忠彦（産業交流委員長）、 澤野政子（女性活動委員長）、金谷滝男（事務局長）、澤 恵（事務局）

《2》まちづくり計画作成会議の開催経過

項	開催日	主な内容
第1回	平成28年 7月28日	・計画作成の進め方
第2回	平成28年 9月8日	・計画作成の進め方
第3回	平成28年 11月22日	・各実行委員会の行事見直しについて ・今後取り組む優先課題について
第4回	平成29年 1月25日	・「壬生野まつり」の今後について
第5回	平成29年 3月15日	・「壬生野まつり」アンケート結果について ・今後取り組む優先課題について
第6回	平成29年 9月20日	・「まちづくり計画書」見直し過程での各 委員会との意見交換 ・計画策定スケジュールについて
第7回	平成29年 11月22日	・各委員会での意見要望事項の報告 ・現状10委員会を7部会に変更について

※計画素案策定会議（会長・副会長・区長長・事務局）の実施経過

項	開催日	主な内容
1	平成29年12月19日	文言整理作業
2	平成30年1月12日	課題と活動目標の確認
3	平成30年1月18日	活動計画の確認
4	平成30年1月24日	計画全体確認作業

付 録

規 約	P. 1～4
協議会組織図	P. 5

壬生野地域まちづくり協議会規約

第1章 総 則

(名称及び所在地)

第1条 この会は、壬生野地域まちづくり協議会(以下『協議会』という)と称する。

2. この協議会の事務局は、伊賀市川東4539番地の4 壬生野地区市民センター内に置くものとする。

(目 的)

第2条 協議会は、壬生野地域を広域的コミュニティ範疇と捉え、今後5年10年後の超高齢化を見据えた「自分たちのまちは、自分たちでつくる」という、市民が主役の地域コミュニティの創造を目標に掲げ、様々な地域課題を解決していくために『壬生野地域まちづくり見直し計画』を策定し、地域住民が一体となった『住みよいまちづくり』を実践することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成する為、『改定壬生野地域まちづくり計画』に基づき、次について協議し、まちづくり事業の推進を図る。

- (1) 壬生野地域の総合的施策に関する事項。
- (2) 市・行政施策との協働による事業に関する事項。
- (3) 人権啓発、生活環境、健康福祉、防犯防災、教育文化、男女共同、及び地域活性化推進事業に関する事項。
- (4) 壬生野地域内、諸団体との連携・事業調整に関する事項。
- (5) 壬生野地域まちづくり協議会事務所の管理運営に関する事項。
- (6) その他目的達成に必要な事項。

(組 織)

第4条 協議会は壬生野地域に在住、在勤する生活者をもって組織する。

(個人情報保護)

第5条 個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、提供及び管理等については特に慎重に行い目的以外に利用してはならない。

第2章 機 関

(機 関)

第6条 この協議会に、次の機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 運 営 委 員 会
- (3) 部 会
- (4) 役 員 会
- (5) 公 聴 会
- (6) 区 長 会
- (7) 編 集 委 員 会

(総 会)

第7条 総会は、協議会の最高議決機関であって、第13条第1項に定める役員及び第14条第1項に定める全委員をもって構成する。

2. 定期総会は、原則として年1回(4月)会長が招集し、地域の総意に基づいた事業計画・事業予算・協議会規約・地域まちづくり計画等について審議するものとする。
3. 臨時総会は運営委員の過半数の要求があったとき会長が臨時総会を招集しなければならない。
4. 総会の議長は、構成委員の中から選出する。
5. 総会は構成委員の3分の2以上の出席(委任状含む)により成立する。
6. 総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(運営委員会)

第8条 運営委員会は、第13条第1項に定める役員及び第14条第1項に定める運営委員をもって構成する。

2. 運営委員会は、地域まちづくり計画の策定・変更並びにまちづくり事業の企画実践にあたる。
3. 運営委員会は、協議会の企画運営、地域住民への啓発並びに実行委員会の提案事項、事業計画・予算の流用等について審議するものとする。
4. 運営委員会は会長が招集するものとし、必要に応じて第14条第1項に定めるまちづくり委員を加えることができるものとする。

(部 会)

第9条 部会は第14条第1項に定めるまちづくり委員及び一般公募による委員のほか各種地域活動団体と連携して構成する。尚、一般公募については市民の参画を促進するため、委員数の上限を定めず定期的に委員を募るものとする。

2. 部会は運営委員会の定めにより下記のとおり構成するものとし、まちづくり協議会が主催する事業の実践にあたる。
 - (1) 防犯防災部会
 - (2) 生活環境部会
 - (3) 人権同和部会
 - (4) 男女共同参画部会
 - (5) 教育文化部会
 - (6) 健康福祉部会
 - (7) フレッシュ壬生野部会
3. 前項の部会を円滑に運営させるため、各部会に部長及び事務局を置く。その選出方法は互選とし、運営委員会の承認を得ることとする。

(役 員 会)

第10条 役員会は正副会長、事務局長、会計、幹事及び会長が必要と認めた者で構成し、会長が適宜会議を招集し主宰する。

(公 聴 会)

第11条 公聴会は、全ての市民を対象とし必要に応じて開催するものとする。

但し議決権は持たないものとする。

2. 公聴会は、地域のニーズを協議会活動に反映させると同時に地域のコミュニティを活性化させることを目的とする。

(区 長 会)

第12条 区長会は、壬生野地域の区長並びに第13条第1項に定める会長、副会長及び事務局長をもって構成する。

2. 区長会は、会長が必要に応じて招集し、会議を開催するものとする。
3. 前項の区長会を円滑に運営させるため、区長から区長会長を選出するものとする。選出方法は互選とし、区長会の承認を得ることとする。
4. 区長会は、「住民自治協議会に関する規則」第5条（協定の締結）に基づき、「まちづくりに関する基本協定書」の締結について審議するものとする。
5. 区長会は、伊賀市が交付する地域包括交付金について、次の各号にかかげる事項について審議するものとする。

- (1) 事務経費
- (2) 連絡事務経費
- (3) 報酬経費
- (4) 維持管理経費

第3章 役員及び委員

(役 員)

第13条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 3 名
- (3) 事 務 局 長 1 名
- (4) 会 計 1 名
- (5) 幹 事 若干名

2. 役員を選出は第14条第1項の運営委員の中から選考委員が推薦し、総会の承認を得るものとする。
3. 協議会の運営をより円滑化するため細則に定める相談役を置くことができる。

(委 員)

第14条 協議会に次の委員を置く。

- (1) 運営委員
- (2) まちづくり委員
- (3) 選考委員
- (4) 会計監査委員
2. 運営委員及び会計監査委員は、壬生野地域の区長（若しくは代表者）及び、地域活動を実践する各種団体等から選考委員が推薦したものとする。
3. まちづくり委員は、一般公募及び選考委員の推薦によるものとする。
4. 選考委員は壬生野地域の区長（若しくは代表者）とする。
5. 第1項の委員数については細則にこれを定める。

(役員職務)

第15条 役員職務を次のとおり定める。

- (1) 会長は、協議会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、協議会の事務全般を統括し運営委員会の連絡調整を図る。
- (4) 会計は、協議会の会計事務にあたる。
- (5) 幹事は、協議会会務の運営にあたる。

(委員職務)

第16条 委員職務を次のとおり定める。

- (1) 運営委員は、協議会を総括的に企画運営し地域住民への啓発に努める。
- (2) まちづくり委員は部会に属し、まちづくり事業の企画実践にあたる。
- (3) 会計監査委員は、協議会会計の監査にあたる。

(任期)

第17条 役員及び委員の任期は定期総会から定期総会までの2年間とする。ただし再選を妨げない。

2. 任期途中において欠員が生じた場合は、会長は役員会・運営委員会の議を経て後任者を補職する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会計及び会計監査

(会計)

第18条 この協議会の経費は、補助金、諸収入及びその他の収入をもって充当する。

2. この協議会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第19条 この協議会の会計監査は、会計帳簿及び収入支出の状況を監査し、総会に報告するものとする。

附 則

1. この規約は、平成16年1月23日から施行する。
2. この規約を改正しようとするときは、総会において出席者の過半数の賛同を得なければならない。
3. この規約に定めのない事項については、会長は運営委員会に諮り運営委員の承認を得なければならない。

改 正	平成17年3月28日
一部改正	平成17年6月10日
一部改正	平成18年4月24日
一部改正	平成21年4月25日
一部改正	平成22年4月24日
一部改正	平成23年4月27日
一部改正	平成26年4月25日
一部改正	平成 年 月 日

壬生野地域まちづくり協議会組織図

